

# 学校教員統計の利活用状況

## 行政施策上の利用

### ○ 教員免許制度の基礎資料としての利用

- ・小中一貫教育の制度設計に当たり、小学校教員免許・中学校教員免許の両方を有する者が多くない（※）ことを踏まえ、義務教育学校においても、当分の間はどちらか一方の免許を有することをもって相当する課程（小学校教員免許なら小学校課程、中学校教員免許なら中学校課程）の指導を可能とする経過措置を設けた。

（※）小学校教員で中学校教員免許を有する者が61.4%、中学校教員で小学校教員免許を有する者が26.3%（平成25年度学校教員統計より）

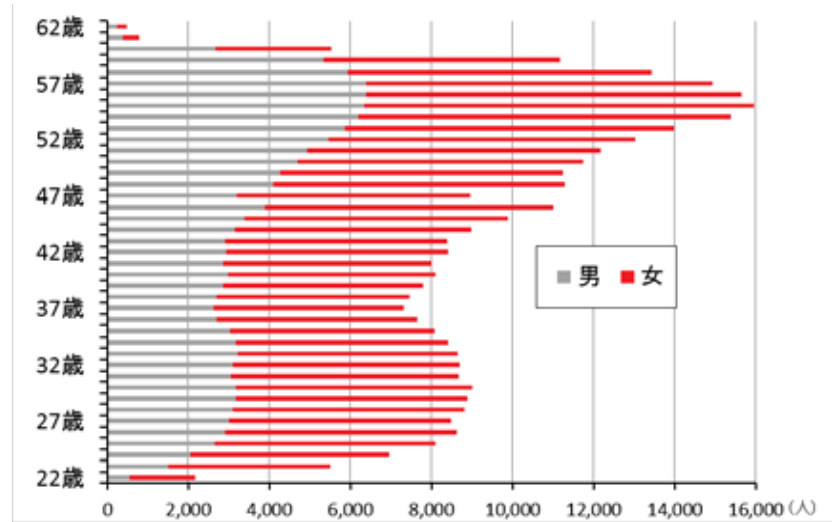
### ○ 計画的な教員養成の基礎資料としての利用

- ・中央教育審議会（教員養成部会）において、教員の経験年数の均衡が顕著に崩れ始めていることなどを指摘、継続的な研修の必要性などを提言

### ○ 新たな高等教育機関の審議における基礎資料としての利用

- ・「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」の制度化に当たり、実務家教員の配置の義務付けの必要性や、資格要件について議論するための基礎資料として活用

参考 教員の年齢構成（公立小学校）



平成25年度学校教員統計より

## 国際比較のための利用

### ○ OECDへのデータ提供

- ・「図表でみる教育：OECDインディケータ」の刊行に当たり、本調査に基づく各種データ（「教員の年間授業時間数」、「教員の年齢別・性別割合」等）を提供

# 諮問に係る論点（目次）

---

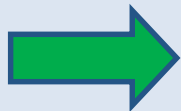
- 1 今回の申請における主な変更点
  - 1-1 学校基本調査の変更
  - 1-2 学校教員統計調査の変更
  
- 2 前回答申時の課題への対応  
（学校基本調査関係）

# 1-1 学校基本調査の変更(1)

## 【義務教育学校の創設に伴う変更】

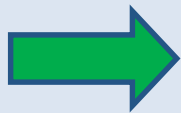
学校教育法の一部改正（平成27年6月公布）により、平成28年4月から新たな学校種として、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が創設されることに伴い、以下のとおり変更する。

[調査対象範囲の変更]



調査対象範囲に義務教育学校を追加（適用時期 ⇒ 平成28年度調査から）

[調査票の新設]



義務教育学校に係る2種類の調査票<sup>(※)</sup>を新設

(※)「学校調査票(義務教育学校)」及び「卒業後の状況調査票(義務教育学校)」

〔適用時期 ⇒ 「学校調査票(義務教育学校)」は平成28年度調査から。資料2の別添P.133

「卒業後の状況調査票(義務教育学校)」は平成29年度調査から。資料2の別添P.140〕

[調査事項の変更]



「学校施設調査票(高等学校等)」における「学校種別」に、  
選択肢として「義務教育学校」を追加

（適用時期 ⇒ 平成28年度調査から。資料2の別添P.158）

[論点]

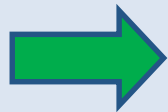
- ① 調査目的からみて、調査対象範囲の変更、調査票の新設及び調査事項の変更は妥当か。
- ② 義務教育学校の特性や統計ニーズ等の観点からみて、調査事項の設定は妥当か。

# 1-1 学校基本調査の変更(2)

## 【その他の変更】

- ①義務教育学校制度の創設に合わせ、「小中一貫教育」の実施の実態を把握すること
  - ②二部授業（いわゆる夜間中学校）の実態を把握すること
  - ③他調査において把握することとした項目との重複排除
  - ④学校教育法の一部改正により高等学校等専攻科修了生の大学等への編入が可能となったことに対応すること
- を目的とし、以下のとおり、調査事項を追加・変更する。

### [変更内容①]



**「学校調査票(小学校及び中学校)」及び「卒業後の状況調査票(中学校)」において、「小中一貫教育の実施形態」に係る事項を追加** (資料2の別添P.154、155、165)

適用時期 ⇒ 「学校調査票(小学校及び中学校)」は平成28年度調査から  
「卒業後の状況調査票(中学校)」は平成29年度調査から

### [参考:小中一貫教育の理念・目的]

- ①組織的・継続的な教育活動の徹底による教育効果の向上（学力・学習意欲の向上）
- ②子供たちの社会性の育成機能の向上
- ③いわゆる「中1ギャップ」の緩和（不登校・いじめの減少等）

### (参考)調査項目案

6 小中一貫教育の実施形態

〔小中一貫教育を行う学校のみ〕

- 1 施設一体型
- 2 施設隣接型
- 3 施設分離型
- 4 その他

〔該当する項の番号を記入する。〕

# 1-1 学校基本調査の変更(3)

[変更内容②]

「学校調査票(中学校)」において、「二部授業の学級数・生徒数・教員数(公立)」に係る事項を追加

(適用時期 ⇒ 平成28年度調査から。資料2の別添P.156)

[背景] 昨今、義務教育未修了者等への就学機会の確保に重要な役割を果たしている中学校夜間学級について、夜間学級に対する支援や設置促進に向けた施策の充実が求められている。

[参考] 中学校夜間学級(平成26年5月1日現在)  
学校数: 31校 在学者数: 1,849名(文部科学省調べ)

(参考)調査項目案

18 二部授業の学級数・生徒数・教員数(公立)			
学級数	生徒数	担当教員数	
		本務者	兼務者

[変更内容③]

「学校調査票(小学校、中学校及び中等教育学校)」において、他調査(※)で把握することとした「理由別長期欠席者数」を調査項目から削除

(適用時期 ⇒ 平成28年度調査から。資料2の別添P.154、155、157)

(※)文部科学省が毎年実施している一般統計調査  
「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(参考)削除する調査項目

17 理由別長期欠席者数					
区分	病	経	不	そ	計
	気	理	登	の	
前年度間30日以上の欠席者					